

第10章 事後調査

10.1 事後調査の検討

本事業において選定した環境影響評価項目のうち、滋賀県環境影響評価技術指針に基づく以下のいずれかの要件に該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、本事業に係る工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の実施を検討するものとした。

予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

工事の実施中および土地または工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度および当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

10.2 事後調査の検討結果

本環境影響評価において、調査、予測および評価を行った結果、いずれの環境影響評価項目についても、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響は回避または低減が図られるとともに、基準または目標との整合性も図られると評価した。

そのうえで、事後調査の必要性について検討を行った結果、以下の理由より、事後調査は実施しないこととした。

- ・ 環境影響評価項目の一部については、想定される予測条件に幅があるため、複数の予測条件を設定した幅のある予測結果となっているが、本環境影響評価で採用した予測の手法は、その予測精度に係る知見・事例等が十分に蓄積されているものであるため、この幅を大きく逸脱する可能性は小さいと考えられる。
- ・ 検討した環境保全措置の効果は知見が十分に蓄積されているものであると考えられる。

10.3 その他の調査（環境監視調査）

前記のとおり、条例に基づく事後調査は実施しないが、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、表 10-1に示す環境監視調査として、排ガス濃度の測定を継続的に実施するほか、施設竣工時の騒音測定を行うなどにより、環境の状況を把握する。

なお、環境監視調査の結果や今後の実施設計に基づく施設の形状・色彩等については、別途、滋賀県および関係市（長浜市、米原市）へ情報提供を行うとともに、センターホームページにおける「新一般廃棄物処理施設整備運営事業取組状況」のサイトへの掲載等により、地域住民等への情報公開を行う。

表 10-1 環境監視調査（排ガス濃度・騒音測定）

環境要素	測定項目	測定頻度	測定位置
大気質	ばいじん	2 回/年	煙突排ガス
	硫黄酸化物	2 回/年	
	窒素酸化物	2 回/年	
	塩化水素	2 回/年	
	水銀	2 回/年	
	ダイオキシン類	1 回/年	
騒音	騒音レベル	1 回 (施設竣工後)	敷地境界 4 箇所

注) : 大気質については、大気汚染防止法等に基づく測定頻度に準拠。